

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 一月 三十日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指定年月日
東部医師会急患診療所	鳥取市富安一丁目五八番地一	令和七年三月二十七日
面谷内科・循環器内科クリニック	米子市道笑町四丁目二二一―一	令和七年三月一日
医療法人社団マリ医院	米子市淀江町今津一五〇番地	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 一月 三十日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指定年月日
すみれ薬局	米子市博労町三丁目八三番地の一	令和七年三月五日
すずらん薬局	米子市道笑町四丁目二二二―一	令和七年三月一日
ミナミ薬局有限会社	倉吉市上井町一丁目一二番地	〃